1：10,000 地形図

名古屋都市計画区域
東郷町都市計画図

都市計画区域	建設省告示第 2101 号	昭和 39 年 8 月 12 日
市街化区域	愛知県告示第 907 号	昭和 45 年11 月 24 日(当初)
	愛知県告示第 143 号	平成 26 年 3 月 14 日
用途地域	建設省告示第 680 号	昭和 42 年 3 月 17 日(当初)
	東郷町告示第 7 号	令和 5 年 3 月 24 日
特別工業地区	東郷町告示第 27 号	平成 6 年 3 月 23 日
高度地区	東郷町告示第 52 号	平成 29 年 7 月 19 日
準防火地域	東郷町告示第 53 号	平成 29 年 7 月 19 日
地区計画区域	東郷町告示第 8 号	令和 5 年 3 月 24 日
都市計画道路	愛知県告示第 144 号	平成 26 年 3 月 14 日
	東郷町告示第 53 号	平成 22 年12 月 24 日
公共下水道	東郷町告示第 21 号	平成 26 年 3 月 14 日
都市計画公園	東郷町告示第 46 号	平成 24 年10 月 25 日
都市計画緑地	東郷町告示第 57 号	平成 22 年12 月 24 日

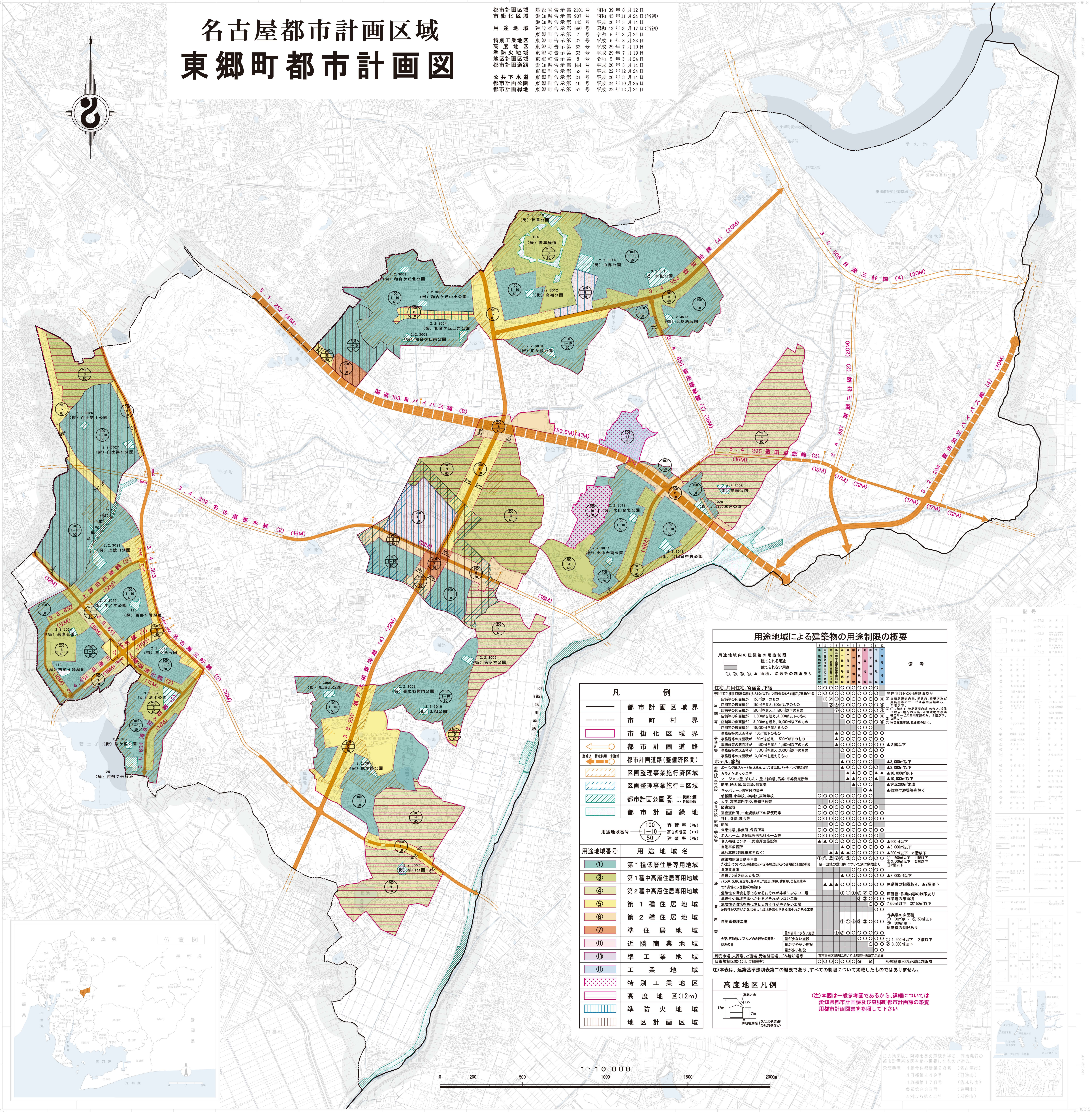

3・1・252 (41M)
国道153号バイパス線 (8)
(53.5M) (41M)
3・4・354 愛知池線 (4) (20M)
3・2・306 日進三好線 (4) (30M)
3・4・655 (2) (16M)
3・4・357 東郷三好線 (2) (20M)
3・2・294 豊田知立バイパス線 (4) (30M)
3・4・295 豊田東郷線 (2)
3・4・302 名古屋春木線 (2) (16M)
3・4・303 名古屋三好線 (2) (16M)
3・3・257 瀬戸大府東海線 (4) (22M)
上鏡田兵庫線 (2)
兵庫三ツ池線
清水線
(12M)
(16M)
(17M)
(19M)
日進市
愛知池
位置図
高度地区凡例
真北方向
1
1.25
12m
7m
隣地境界線 (又は北側道路の反対側など)
1：10,000
0
200
500
1000
1500
2000m

凡例	
━━	都市計画区域界
━・・━・・	市町村界
▭	市街化区域界
⇦○	都市計画道路
整備済　暫定供用　未整備	都市計画道路(整備済区間)
▨	区画整理事業施行済区域
▨	区画整理事業施行中区域
▨	都市計画公園 (街)…街区公園 (近)…近隣公園
▩	都市計画緑地
用途地域番号 100 / 1−10 / 50	容積率(%) 高さの限度(m) 建蔽率(%)
用途地域番号	**用途地域名**
①	第1種低層住居専用地域
③	第1種中高層住居専用地域
④	第2種中高層住居専用地域
⑤	第1種住居地域
⑥	第2種住居地域
⑦	準住居地域
⑧	近隣商業地域
⑩	準工業地域
⑪	工業地域
▩	特別工業地区
☰	高度地区(12m)
▥	準防火地域
▥	地区計画区域

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
□ 建てられる用途
■ 建てられない用途
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり

		1 第一種低層住居専用地域	2 第二種低層住居専用地域	3 第一種中高層住居専用地域	4 第二種中高層住居専用地域	5 第一種住居地域	6 第二種住居地域	7 準住居地域	8 近隣商業地域	9 商業地域	10 準工業地域	11 工業地域	12 工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	■	■	
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	■	■	▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	■	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等	■	■	■	■	■	▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲10,000㎡以下
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	■	■	■	▲	▲	○	○	○	▲	■	▲10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	■	■	■	■	■	■	▲	○	○	○	■	■	▲客席200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等	■	■	■	■	■	■	■	■	○	▲	■	■	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	■	■	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下
	自動車教習所	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	■	■	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり												
	倉庫業倉庫	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)	■	■	■	■	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	■	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■	■	■	■	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
	自動車修理工場	■	■	■	■	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ②150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
	量が多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												
日影規制区域(○印は制限有)		○	○	○	○	○	○	○	※		※			※容積率200%地域に制限有

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

(注)本図は一般参考図であるから、詳細については愛知県都市計画課及び東郷町都市計画課の縦覧用都市計画図書を参照して下さい

この地図は、隣接市長の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を縮小編纂したものである。

承認番号
4指令住都計第28号 (名古屋市)
4日都第449号 (日進市)
4み都第178号 (みよし市)
豊都第238号 (豊明市)
4刈まち第40号 (刈谷市)

この地図は、令和5年3月に作成した1：2,500都市計画基本図(承認番号 令4部公 第73号)を縮小編纂したものである。

令和五年三月測図

東郷町

株式会社 中測技研調製